



彩の国
埼玉県

統計でみる

埼玉の男女共同参画



2000 ▶ 2023



男女が共に個性と能力を発揮でき、
人権が尊重された埼玉の実現を目指して、
平成12(2000)年に埼玉県男女共同参画推進条例が
制定されました。

私たちの住む埼玉県の状況は、どのように
変化したのでしょうか？
世界における日本の状況はどうでしょうか？

条例制定前後から最近に至るまでを
データで見てみましょう。



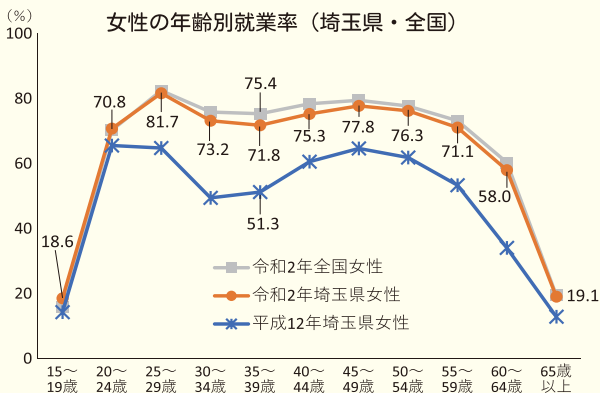
埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

1

埼玉県女性の就業率は35～39歳を底とするM字曲線を描いています。平成12年から上昇してるものの、M字の底は全国と比べ、低い状況にあります。

🌸 35～39歳の女性の就業率(県) 🌸
51.3% (H12) ▶ 71.8% (R2)

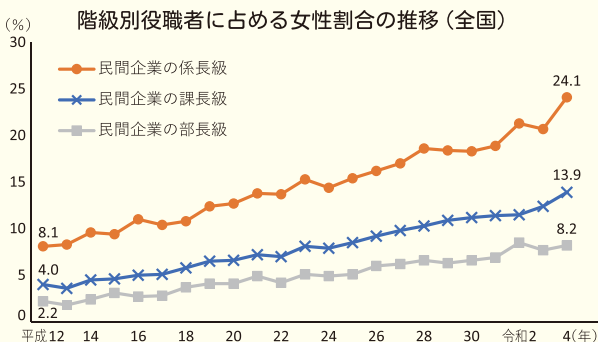


※総務省「国勢調査」より作成

2

民間企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合は、上位の役職ほど低い傾向にあります。

🌸 階級別役職者に占める女性の割合(全国) 🌸
 係長級 8.1% (H12) ▶ 24.1% (R4)
 課長級 4.0% (H12) ▶ 13.9% (R4)
 部長級 2.2% (H12) ▶ 8.2% (R4)



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

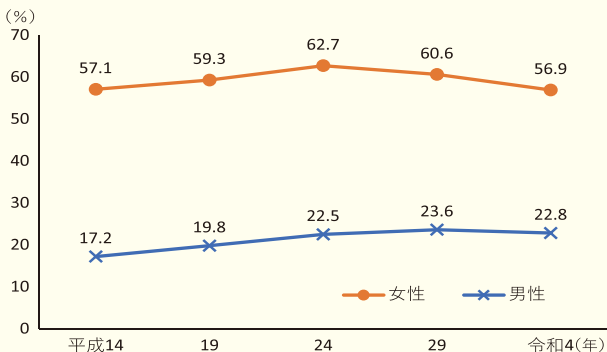
3

女性雇用者（役員を除く）に占める非正規雇用者の割合は、5割台半ばを占める一方、男性は2割超となっています。

✿ 雇用者に占める男女別非正規雇用者の割合（県） ✿

女性 57.1%（H14）▶ 56.9%（R4）
 男性 17.2%（H14）▶ 22.8%（R4）

雇用者（役員を除く）に占める男女別非正規雇用者の割合の推移（埼玉県）



※総務省「就業構造基本調査」より作成

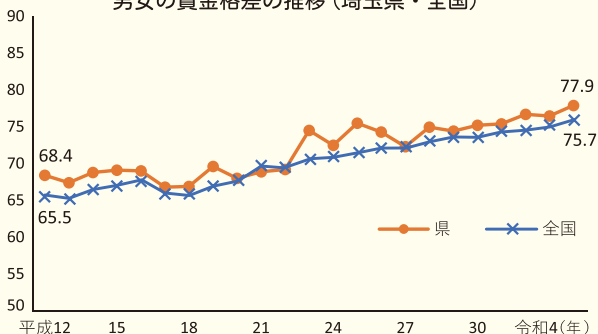
4

男女の賃金格差は長期的には縮小傾向にありますますが、格差があります。

✿ 男女の賃金格差の推移 ✿

県 68.4（H12）▶ 77.9（R4）
 全国 65.5（H12）▶ 75.7（R4）
 （男性の所定内給与額を100とした場合）

男女の賃金格差の推移（埼玉県・全国）



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

男女共同参画に関する意識

5

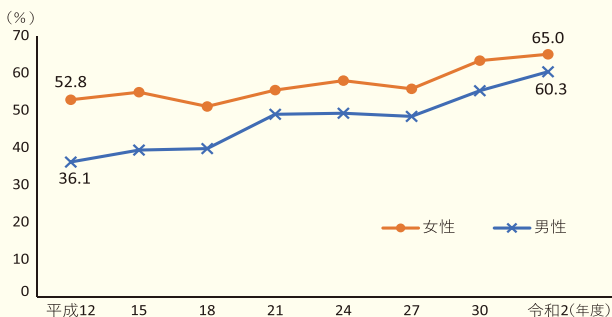
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合は男女ともに増えています。男性の「同感しない」が令和2年度に初めて6割を超えました。

❁「男性は仕事、女性は家庭」に同感しない人の割合（県）❁

女性 52.8% (H12) ▶ 65.0% (R2)

男性 36.1% (H12) ▶ 60.3% (R2)

「男性は仕事、女性は家庭」に同感しない人の割合の推移（埼玉県）



※県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

6

家庭生活での平等感は、女性で「平等になっていない」が4割弱～5割弱で推移しています。

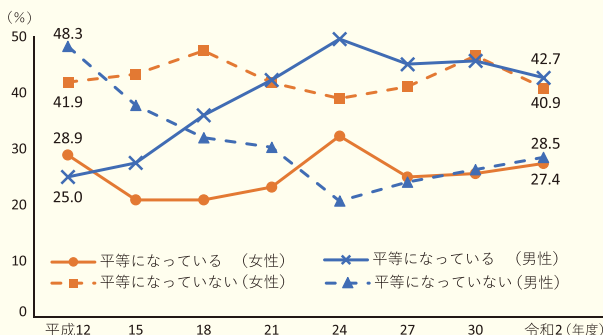
❁家庭生活における男女の不平等感の割合（県）❁

女性 41.9% (H12) ▶ 40.9% (R2)

男性 48.3% (H12) ▶ 28.5% (R2)

（平等になっていないと回答した割合）

家庭生活における男女の地位の平等感の推移（埼玉県）



※県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

家庭

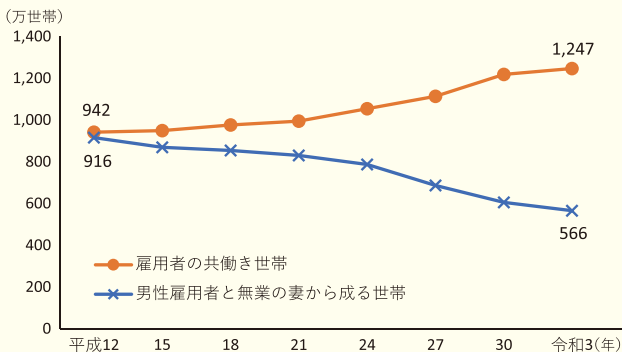
7

働く女性の増加に伴い、共働き世帯が増加しています。

✿ 共働き世帯数（全国） ✿

942万世帯（H12） ▶ 1,247万世帯（R3）

共働き世帯数の推移（全国）



※内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和4年版より作成

8

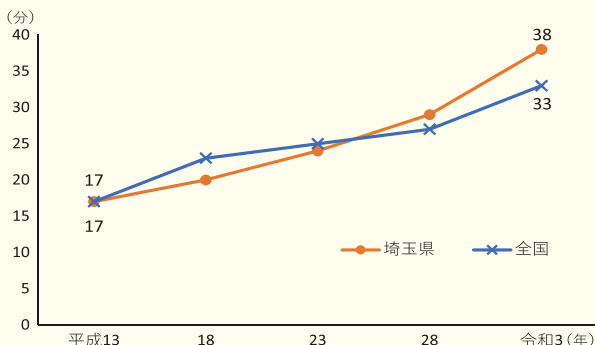
埼玉県男性の家事・介護・看護・育児時間は伸びており、令和3年には全国1位となっています。

✿ 10歳以上の男性の家事・介護・看護・育児時間（県） ✿

17分（H13） ▶ 38分（R3）

（週全体平均による1日当たりの時間）

10歳以上の男女の家事・介護・看護・育児時間の推移（1日当たり）（埼玉県・全国）



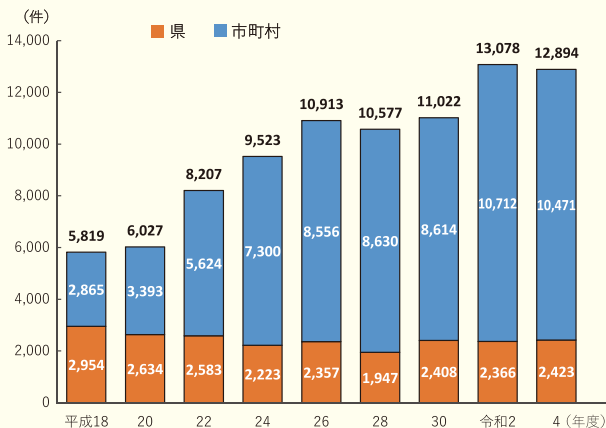
※総務省「社会生活基本調査」より作成

DV (ドメスティック・バイオレンス) I

9

DVの相談件数は長期的に増加傾向にあり、ここ数年11,000件前後と高止まりの状況にあります。

DV (ドメスティック・バイオレンス) 相談件数の推移 (埼玉県)

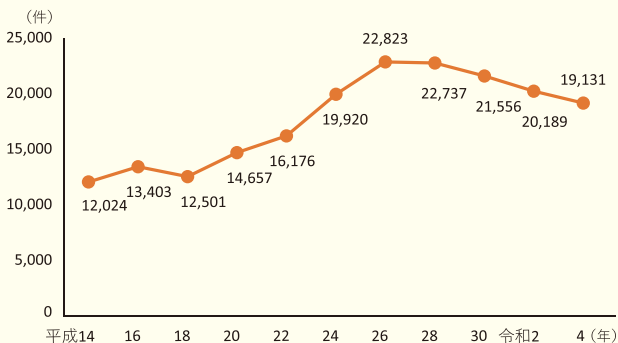


※県人権・男女共同参画課調べ

10

ストーカー事案の相談等件数は、平成24年降高い水準で推移してきましたが、ここ数年は減少傾向にあります。

ストーカー事案の相談等件数の推移 (全国)

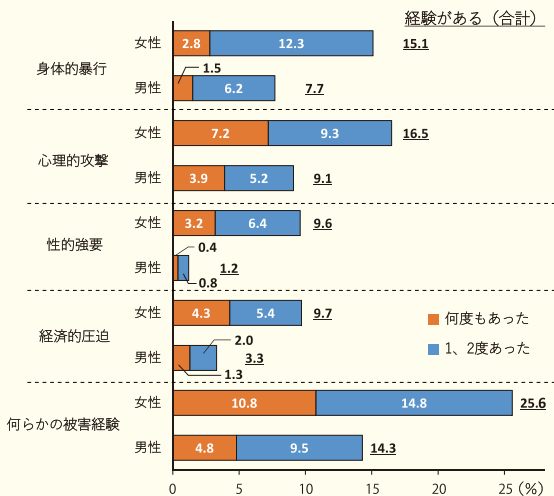


※内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和5年版より作成

11

配偶者等から受けた暴力では心理的攻撃が最も多く、配偶者等から被害を受けた経験のある女性は約4人に1人となっています。

配偶者等からの被害経験（埼玉県）

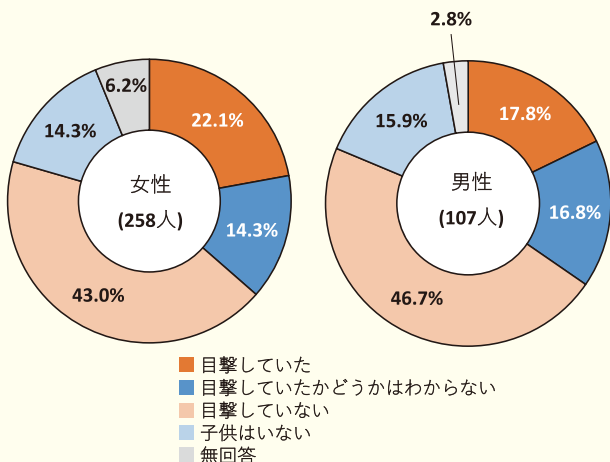


※県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

12

配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は女性で22.1%、男性で17.8%となっています。

子供の目撃の有無（埼玉県）



※県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

13

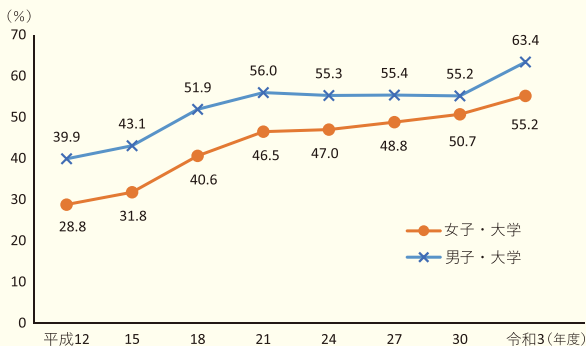
女子の大学進学者の割合は上昇していますが、なお男子より低い状況にあります。

✿ 高等学校卒業者（現役）の大学進学者の割合（県） ✿

女子 28.8% (H12) ▶ 55.2% (R3)

男子 39.9% (H12) ▶ 63.4% (R3)

高等学校卒業者（現役）の大学進学者の割合の推移（埼玉県）

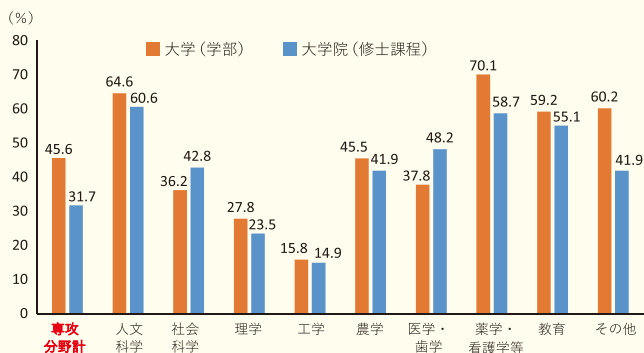


※文部科学省「学校基本調査」より作成

14

理学及び工学分野では女子学生の割合が特に低く、専攻分野によって男女の偏りがあります。

大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合（専攻分野別、令和4年度）（全国）



※内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和5年版より作成

様々な分野における女性の参画 I

15

各分野における女性の占める割合は、増加傾向ですが、依然として低い分野が多い状況にあります。

政治

①衆議院議員（全国）	7.3%（H12）▶ 10.3%（R5）
②参議院議員（全国）	14.9%（H13）▶ 26.8%（R5）
③県議会議員（埼玉県）	10.6%（H11）▶ 16.1%（R5）
④市町村議会議員（埼玉県）	13.8%（H12）▶ 23.3%（R4）

※出典：①②内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」、
内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和5年版
③④県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」

経済

⑤上場企業役員（全国）	0.6%（H15）▶ 9.1%（R4）
⑥起業家（全国）	25.0%（H24）▶ 27.7%（H29）

※出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和5年版
※⑥は、総務省「就業構造基本調査」における新定義に基づく女性割合

司法

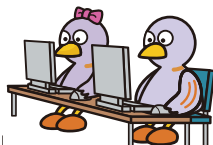
⑦検察官（全国）	6.1%（H12）▶ 19.8%（R4）
⑧裁判官（全国）	10.9%（H12）▶ 23.7%（R3）
⑨弁護士（埼玉県）	11.3%（H13）▶ 17.9%（R5）

※出典：⑦⑧内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
⑨県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」

専門的職業

⑩記者（全国）	10.6%（H13）▶ 24.1%（R4）
⑪医師（埼玉県）	14.8%（H12）▶ 22.6%（R2）
⑫歯科医師（埼玉県）	18.2%（H12）▶ 25.2%（R2）
⑬薬剤師（埼玉県）	70.3%（H12）▶ 65.7%（R2）

※出典：⑩内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
⑪⑫⑬県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」



埼玉県マスコット「コバトン」

様々な分野における女性の参画Ⅱ

行政

⑭県職員（副課長級以上）	4.1%（H18）▶ 13.8%（R5）
⑮市町村職員 （管理職相当職以上）	7.8%（H18）▶ 16.2%（R5）
⑯県審議会等	23.3%（H12）▶ 41.4%（R5）
⑰市町村審議会等	17.4%（H12）▶ 29.4%（R5）

※出典：県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」

※⑭県職員は全任命権者（教育・警察・R3年度から病院局を除く）

教育

女性の教員の占める割合（埼玉県）

⑱全体	52.6%（H13）▶ 54.0%（R4）
⑲幼稚園	92.6%（H13）▶ 92.7%（R4）
⑳小学校	65.0%（H13）▶ 61.8%（R4）
㉑中学校	37.8%（H13）▶ 43.1%（R4）
㉒高等学校	25.3%（H13）▶ 31.0%（R4）

※出典：県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」

公立小・中・高等学校の女性教員管理職数（埼玉県）

⑲公立小学校	校長	11.5%（H13）▶ 24.6%（R4）
	副校長・教頭	16.0%（H13）▶ 24.1%（R4）
⑳公立中学校	校長	1.6%（H13）▶ 10.8%（R4）
	副校長・教頭	2.8%（H13）▶ 13.4%（R4）
㉑公立高等学校	校長	2.4%（H13）▶ 7.4%（R4）
	副校長・教頭	4.5%（H13）▶ 11.5%（R4）

※出典：県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」

地域

⑳自治会長（埼玉県）	3.4%（H15）▶ 5.9%（R5）
㉑消防団員（全国）	1.3%（H15）▶ 3.5%（R4）

※出典：⑳県人権・男女共同参画課「男女共同参画に関する年次報告」

㉑内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

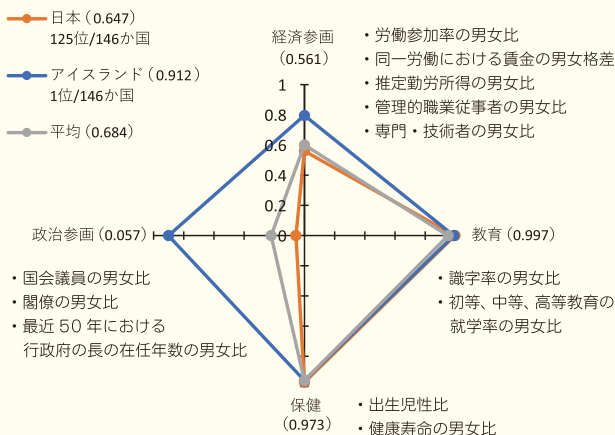
16

男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、政治・経済分野での格差が大きくなっています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender GAP Index）は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、経済・教育・健康・政治の4分野から構成され、男女格差を測る指数です。

令和5年（2023年）の日本の順位は146か国中125位であり、政治・経済での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況にあります。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI・2023年）



ジェンダー・ギャップ指数 主な国の順位（2023年）

1	アイスランド	30	カナダ
2	ノルウェー	40	フランス
3	フィンランド	43	アメリカ
4	ニュージーランド	79	イタリア
5	スウェーデン	105	韓国
6	ドイツ	107	中国
15	英国	125	日本

※出典：世界経済フォーラム（The Global Gender Gap Report 2023）

埼玉県男女共同参画推進条例に 基づく男女共同参画の推進

埼玉県男女共同参画推進条例

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、全国に先駆けて平成 12 年 3 月に制定しました。

条例の基本理念（条例第 3 条）

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際的協力

詳細はこちら▶



埼玉県男女共同参画基本計画（条例第 12 条）

県として男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向性を示した基本計画を策定し、さまざまな取組を進めています。



詳細はこちら▲

埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま） による男女共同参画の推進（条例第 11 条）

埼玉県の男女共同参画社会づくりの総合拠点施設として様々な取組を実施しています。



With You さいたま

◀ 詳細はこちら

さいたま市中央区新都心 2-2
TEL：048-601-3111

- JR さいたま新都心駅より徒歩 5 分
- JR 北与野駅より徒歩 6 分



令和 6 年 3 月発行

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

TEL：048-830-2921 FAX：048-830-4755

E-mail:a2250@pref.saitama.lg.jp